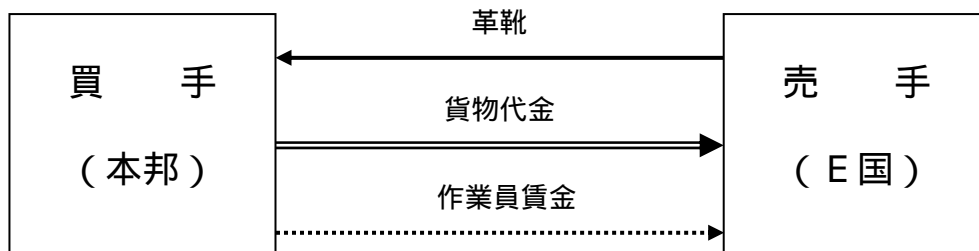


17. 買手が支払う売手が臨時に雇用した作業員の賃金



【照会要旨】

当社は、売手から布製スニーカーを購入（輸入）しています。当社と売手との間に特殊関係はありません。

国内販売先から今秋冬シーズン限定で革靴を購入したいとの連絡があったことに伴い、今般、当社（買手）は、売手から革靴を購入（輸入）します。

その革靴を生産するにあたって、売手は、当社の要請に基づき、皮革を靴の木型になじませる「吊り込み工程」の熟練技術を持つ作業員1名を臨時で雇用しました。

今般、その作業員による吊り込み作業を経て生産された革靴を輸入しますが、輸入貨物の仕入書価格とは別に、この作業員の賃金を売手から請求され、当社はその賃金を支払います。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が売手に支払う作業員の賃金は、現実支払価格に含まれますか。

なお、その作業員は当社が輸入する革靴の吊り込み作業にのみ従事します。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が支払う作業員の賃金は、輸入貨物につき、買手により売手のために支払われるものと認められますので、現実支払価格に含まれます。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記の取引において、貴社（買手）が負担する作業員の賃金は、輸入貨物の製造に直接従事する者に係る費用であり、貨物代金の一部を構成するものです。

したがって、作業員の賃金は、輸入貨物について売手のために支払われるものと認められますので、輸入貨物の現実支払価格の一部を構成します。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項

関税定率法基本通達4-2(1)、4-2の3(3)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)